

平成24年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要												
<p>予算 総務部 (17件)</p>	<p>【1】 平成24年度三重県一般会計予算 (予算額 約6,693億円)</p> <p>【2】 平成24年度三重県債管理特別会計予算 (予算額 約1,193億円)</p> <p>【3】 平成24年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約23億円)</p> <p>【4】 平成24年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約3億円)</p> <p>【5】 平成24年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 (予算額 約11億円)</p> <p>【6】 平成24年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約3億円)</p> <p>【7】 平成24年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約4億円)</p> <p>【8】 平成24年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約9億円)</p> <p>【9】 平成24年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約4億円)</p> <p>【10】 平成24年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約15億円)</p> <p>【11】 平成24年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約1億円)</p> <p>【12】 平成24年度三重県流域下水道事業特別会計予算 (予算額 約141億円)</p> <p>【13】 平成24年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算額 約60億円)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>17 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 74件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>38 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>19 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 定 出</td> <td>13 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>87 件</td> </tr> </table>	予 算	17 件	}	議案 74件	条 例	38 件	その 他 議 案	19 件	報 告 定 出	13 件	計	87 件
予 算	17 件	}	議案 74件											
条 例	38 件													
その 他 議 案	19 件													
報 告 定 出	13 件													
計	87 件													

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【14】 平成24年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約166億円)  【15】 平成24年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約121億円)  【16】 平成24年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約52億円)  【17】 平成24年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約77億円)	
条例案		

区 分	件 名	概 要
政策部 (38件)	【18】 三重県南部地域活性化基金 条例案	<p>南部地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、三重県南部地域活性化基金を設置するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</li> </ul>
	<p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>三重県南部地域活性化基金の概要 南部地域の市町(伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町をいう。)が、同地域内外の市町と連携して雇用の確保、定住の促進等に取り組み、南部地域の活性化を図ることを目的として基金を設置するものである。</p>	
生活・文化部	【19】 三重県災害ボランティア支援 及び特定非営利活動促進基 金条例案	<p>大規模な災害からの早期の復旧復興のための災害ボランティア活動を支援するとともに、様々な社会的な課題に取り組む特定非営利活動法人等の民間非営利組織の活動を促進するため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金を設置するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</li> </ul>
	<p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金の概要 災害ボランティア活動やNPO等による社会課題解決の取組が、より活発に行われるようにするための活動環境整備を目的として基金を設置するものである。</p>	
総務部	【20】 地方教育行政の組織及び運 営に関する法律第二十四条 の二の規定に基づく職務権 限の特例に関する条例案	<p>スポーツによる一体感の醸成、地域スポーツの推進、競技力の向上等を目的とした施策を総合的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、三重県教育委員会の職務権限に属する事務のうち、知事が管理し、及び執行することができる事務を定めるものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事がスポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)を管理し、及び執行することとする。</li> </ul>
	<p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (職務権限の特例) 第24条の2 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。 一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。) 二 (略)</p>	
環境森林部	【21】 水道の布設工事、布設工事監	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例案</p> <p>【22】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例案</p>	<p>ための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に鑑み、布設工事監督者の配置基準、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定めるものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が経営する水道用水供給事業について、布設工事監督者の配置基準、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定め、並びに県が設置する専用水道について、水道技術管理者の資格を定める。</li> </ul> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に鑑み、同法に規定する交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定めるものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものである。</li> </ul>
<p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (定義)</p> <p>第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十七(略)</p> <p>二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業</p> <p>ロ(略)</p>		
総務部	<p>【23】 三重県部制条例案</p>	<p>「みえ県民力ビジョン」を着実に推進できる、県民に分かりやすい、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築を図るため、三重県部制条例の全部を改正するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策部、防災危機管理部、生活・文化部、環境森林部及び農水商工部を廃止する。</li> <li>(2) 防災対策部、戦略企画部、環境生活部、地域連携部、農林水産部及び雇用経済部を設置する。</li> <li>(3) 組織改正による所掌事務の移管等に伴い、各部の所掌事務を定める。</li> <li>(4) その他関係条例の規定を整理する。</li> </ol>
政策部	<p>【24】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法等の一</p>



区 分	件 名	概 要
	<p data-bbox="371 842 730 965">【26】 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p data-bbox="746 210 1501 248" style="text-align: right;">(平成24年4月1日から施行)</p> <p data-bbox="746 248 1305 562">(主な改正内容) ・職員定数を改正する。 知事の事務局   現行4,390人 改正後4,385人 増減 5人 教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関   現行279人 改正後264人 増減 15人 企業庁   現行249人 改正後243人 増減 6人 病院事業庁   現行1,145人 改正後302人 増減 843人</p> <p data-bbox="746 875 1501 936">県の厳しい財政状況を考慮し、一般職員の給与を特例的に減ずるものである。</p> <p data-bbox="746 936 1501 974" style="text-align: right;">(平成24年4月1日から施行)</p> <p data-bbox="746 974 1501 1012">(主な改正内容)</p> <p data-bbox="783 1012 1501 1095">(1) 一般職員の給与を減額するための特例期間を平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。 (2) 一般職員の給与の月額100分の3を減ずる。</p>
<p data-bbox="172 1973 263 2033">総務部 つづき</p>	<p data-bbox="371 1944 730 2067">【27】 三重県職員退職手当支給条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p data-bbox="746 1973 1501 2067">危機管理に関して総合的な調整を行う職を設置することに鑑み、当該職を占める職員の給料月額等について規定を整備するものである。</p>

区 分	件 名	概 要
生活・文化部	<p>[28] 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定職員の職務の級、給料月額、退職手当の算定方法等について定める。</li> </ul> <p>語学指導等を行う外国青年招致事業の運用の改善を図るため、国際交流員及び外国語指導助手の給料について所要の改正を行うものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国青年の給料の上限額を、年額390万円から年額396万円に改正する。</li> </ul>
総務部	<p>[29] 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>東日本大震災に対処するために派遣する職員の作業環境の特殊性に鑑み、危険作業手当及び警察特殊業務手当の特例等を定めるものである。</p> <p>(公布の日(一部平成24年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【30】 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【31】 三重県特別会計条例の一部を改正する条例案</p>	<p>(1) 職員が東日本大震災に対処するため、警戒区域等の人事委員会が定める区域において作業に従事した場合には、日額2万円を超えない範囲内で危険作業手当を支給する。</p> <p>(2) 警察特殊業務手当について、東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事したときは、日額840円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算して支給する。</p> <p>(3) 車両整備作業手当を廃止する。</p> <p>(4) (1)及び(2)について、平成23年3月11日から適用する。</p> <p>職員の週休日の確保等の観点から、週休日に勤務日の半日に相当する勤務時間の割振りの変更が2回される場合に、これら2回の勤務時間の割振りの変更をもって1の勤務日を1の週休日とすることができるようにするため、規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>週休日に勤務日の半日に相当する勤務をした場合の勤務時間の割振り変更の単位を「4時間」から「勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間」に改める。</li> </ul> <p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に鑑み、当該法人に係る地方債及び当該法人に対する貸付金に関する経理の適正を図るため、地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計を設置するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の設置に関する規定を追加する。</li> <li>地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の歳入とする収入及び歳出とする経費を定める。</li> </ol>
健康福祉部 つづき	<p>【32】 三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>条例の有効期限を平成24年3月31日から平成25年12月31日まで</li> </ol>

＜ 参考 ＞

地方独立行政法人法  
(借入金等)  
第41条 (略)  
2～4 (略)  
5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

区 分	件 名	概 要
	<p data-bbox="373 651 730 779">【33】 三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p data-bbox="746 210 1503 322">延長する。 (2) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金又は介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を追加する。</p> <p data-bbox="448 367 1503 524">&lt; 参考 &gt; 三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要 国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により、地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、設置されている。</p> <p data-bbox="746 680 1503 808">三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p data-bbox="746 815 1503 958">(主な改正内容) (1) 条例の有効期限を平成24年3月31日から平成25年12月31日まで延長する。 (2) 介護職員処遇改善等臨時特例交付金を国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を追加する。</p> <p data-bbox="448 965 1503 1093">&lt; 参考 &gt; 三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金の概要 国から交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の改善等を図るため、設置されている。</p>
生活・文化部	<p data-bbox="373 1816 730 1944">【35】 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p data-bbox="746 1845 1503 1944">三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p data-bbox="746 1951 1503 2024">(主な改正内容) ・ 条例の有効期限を、平成25年3月31日から平成26年3月31日まで延長する。</p> <p data-bbox="448 2047 1503 2063">&lt; 参考 &gt;</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の概要 離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就業相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施することを目的に、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として、平成20年度に基金を造成している。 今回、緊急雇用創出事業実施要領が改正され、緊急雇用創出事業のうち震災等緊急雇用対応事業の一部が平成25年度末まで実施可能となった。</p> <p>【36】 三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>三重県医療施設耐震化臨時特例基金の概要 国から交付される医療施設耐震化臨時特例交付金により、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、設置されている。 当該基金を活用しての事業は平成23年4月1日以降は新規事業の採択は行わず、平成23年3月31日までに採択した案件に対する必要な経費の支出、運用益金の繰入れ及び精算に関する業務のみを行うことができるものとしていた。 今回、国の(医療施設耐震化臨時特例交付金)交付要綱及び(医療施設耐震化臨時特例基金管理)運営要領の一部改正に伴い、条例を改正し、当該基金の対象となる事業の採択期限を平成25年3月31日まで延長する。</p>	<p>三重県医療施設耐震化臨時特例基金の対象となる事業の採択期限を延長するため、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・基金の対象となる事業の採択期限を平成23年3月31日から平成25年3月31日まで延長する。</p>
環境森林部	<p>【37】 三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>三重県森林整備加速化・林業再生基金の概要 間伐及び路網整備、伐採からの搬出及び利用までの一貫した取組による間伐材の有効活用並びに地域木材等の利用を地域で一体的に進めることを目的に、国から交付された森林整備加速化・林業再生事業費補助金を財源として、平成21年度に基金を造成している。</p>	<p>三重県森林整備加速化・林業再生基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・条例の有効期限を平成24年6月30日から平成27年5月31日まで延長する。</p>
健康福祉部	<p>【38】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表事務手数料を廃止する。 (2) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の金額を</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>介護サービス情報の公表制度の概要            介護サービス事業者の情報提供の仕組みを整備し、利用者が自ら事業所を選択できるよう支援することを目的としている制度であり、全ての介護サービス事業所の比較検討が可能となるよう標準化された項目についての情報を定期的に公表するものである。            三重県では、制度が開始された平成18年4月から指定情報公表センター及び指定調査機関として三重県社会福祉協議会を指定し、手数料を徴収して事業を運営している。</p> <p>介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の金額変更について            介護保険法第69条の11第1項の規定に基づき介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務を委託している登録試験問題作成機関から受託単価改定の申出を受けて、金額変更を行うものである。</p>	<p>「1,000円」から「700円」に改める。</p>
	<p>[39]            三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の一部改正に鑑み、運転免許試験手数料等についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法関係手数料について運転免許試験手数料等の額を変更し、新たに運転経歴証明書再交付手数料を設ける。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>道路交通法施行令の一部を改正する政令            運転免許等に関する手数料の標準が改正されたものである。            道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令            運転経歴証明書等に関する規定が整備されたものである。</p>
農水商工部	<p>[40]            三重県営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県営土地改良事業等に要する費用に対する分担金を徴収するため、国の補助事業の再編に伴い規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地整備事業、水利施設整備事業及び農地防災事業の実施に伴い対象事業を追加する。</li> </ul>
健康福祉部	<p>[41]            認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に鑑み、認定こども園の認定要件に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 認定こども園の認定要件は、当該認定に係る施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方</p>

区 分	件 名	概 要
	<p data-bbox="371 712 729 840">【42】 三重県立草の実りハピリテー ションセンター条例等の一部 を改正する条例案</p>	<p data-bbox="815 208 1497 369">           裁量型認定こども園のいずれかの施設に該当すること及び認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準に適合することとする。            (2) 認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をするものとする。            (3) その他所要の規定を整備する。         </p> <p data-bbox="528 353 616 376">&lt;参考&gt;</p> <p data-bbox="454 398 1497 638">           ○認定こども園について            ・「認定こども園」とは、保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設であり、都道府県がこれを認定する。            ・「認定こども園」の施設類型            幼保連携型(認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うタイプ)            幼稚園型(認可幼稚園が、保育所的な機能を備えるタイプ)            保育所型(認可保育所が、幼稚園的な機能を備えるタイプ)            地方裁量型(幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ)         </p> <p data-bbox="745 745 1505 902">           障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正等に鑑み、関係施設の使用料等その他の関係規定を整備するものである。         </p> <p data-bbox="949 936 1497 969">(平成24年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p data-bbox="745 969 903 992">(主な改正内容)</p> <p data-bbox="783 1003 1469 1081">           (1) 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正による利用者負担の見直し、障害児施設の見直し等に伴い、次に掲げる条例について使用料等その他の関係規定を整備する。         </p> <p data-bbox="823 1093 1294 1182">           三重県立草の実りハピリテーションセンター条例            三重県身体障害者総合福祉センター条例            三重県立小児心療センターあすなる学園条例         </p> <p data-bbox="783 1211 1485 1339">           (2) 三重県障害者介護給付費等不服審査会条例            三重県障害者介護給付費等不服審査会の名称を「三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会」に改め、当該審査会において新たに障害児通所給付費等に係る審査請求の事件を取り扱わせることができるよう規定を整備する。         </p> <p data-bbox="783 1346 1094 1368">(3) その他関係規定を整理する。</p> <p data-bbox="533 1361 620 1384">&lt;参考&gt;</p> <p data-bbox="454 1406 1505 1563">           障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要            障害児支援の強化            障害種別等で分かれている施設の一元化            通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行            放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設         </p>
健康福祉部 つづき	<p data-bbox="371 1720 729 1848">【43】 三重県障害者施策推進協議 会条例の一部を改正する条例 案</p>	<p data-bbox="745 1753 1497 1877">           障害者基本法の一部改正に鑑み、三重県障害者施策推進協議会に関する規定を整備するものである。            (公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)         </p> <p data-bbox="745 1883 903 1906">(主な改正内容)</p> <p data-bbox="783 1910 1497 1966">           (1) 障害者基本法に規定する審議会その他の合議制の機関は、三重県障害者施策推進協議会とする。         </p> <p data-bbox="783 1973 1497 2051">           (2) 三重県障害者施策推進協議会の委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。         </p>

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>障害者基本法 (障害者基本計画等) 第11条 (略) 2~4 (略) 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 6~9 (略) (都道府県等における合議制の機関) 第36条 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。 一 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。 4・5 (略)</p>	
	<p>[44] 三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による自然公園法及び自然環境保全法の一部改正に鑑み、国及び県以外の地方公共団体が三重県立自然公園の公園事業の一部を執行する場合並びに市町が三重県自然環境保全地域の保全事業の一部を執行する場合における知事への同意を要する協議を、同意を要しない協議とするものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>三重県立自然公園条例の概要 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>三重県自然環境保全条例の概要 この条例は、多様な自然環境の保全、生物多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的としている。</p>
生活・文化部	<p>[45] 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案</p>	<p>特定非営利活動促進法の一部改正に鑑み、認定特定非営利活動法人制度の創設等に関し、規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 認証制度関係規定の改正 特定非営利活動法人の認証制度の見直しに関し、手続の簡素化・柔軟化及び法人の信頼性向上のための措置が講じられたことに対応するため規定を整備する。</p> <p>知事が独自に定めることのできる特定非営利活動の種類 (「地域防災活動」等の3分野を定める。)</p> <p>条例で短縮することができる縦覧期間経過後の認証期間</p>

区 分	件 名	概 要
	<p style="text-align: center;">&lt; 参考 &gt;</p> <p>特定非営利活動促進法改正の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認証制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>活動分野の追加</li> <li>手続の簡素化、柔軟化</li> <li>未登記法人の認証取消</li> <li>会計の明確化</li> </ul> </li> <li>2 認定制度及び仮認定制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの国税庁長官による認定制度が廃止され、新たに都道府県知事等が認定する制度として創設</li> <li>認定基準の緩和</li> <li>認定とほぼ同様の税優遇を受けられる仮認定制度を創設</li> </ul> </li> <li>3 所轄庁の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府が所轄庁となっていた法人(2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人)を都道府県に移管</li> </ul> </li> </ol>	<p>(縦覧終了後1月以内とする。)</p> <p>認証手続等の簡素化・柔軟化に関する規定</p> <p>(認証申請書類の縦覧時において申請者による補正が可能な軽微な事項等)</p> <p>(2) 認定・仮認定制度関係規定の創設</p> <p>新たに創設された認定制度及び仮認定制度に関して、次の諸手続等を定める。</p> <p>認定特定非営利活動法人の認定申請手続</p> <p>仮認定特定非営利活動法人の仮認定申請手続</p> <p>認定特定非営利活動法人等の情報開示等に関する規定</p> <p>(役員報酬規程等の書類の提出手続等)</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【46】 三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案</p>	<p>民法等の一部を改正する法律による屋外広告物法の一部改正等に伴い、屋外広告業の登録の要件に関する規定等を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県の区域内で屋外広告業を営むため登録を受けようとする未成年者の法定代理人が法人である場合において、当該法人の役員が欠格要件に該当するときは、その登録を拒否しなければならないものとする。</li> <li>(2) その他規定を整理する。</li> </ol>
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【47】 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に鑑み、県営住宅の入居の資格についての規定等を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事は、県営住宅の入居の申込みをした者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者に該当するかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、及びその心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させ、並びに市町に意見を求めることができるものとする。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要																												
教育委員会	<p>【48】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p> <p>【49】 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成24年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校職員の定数を改正する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="798 582 1388 784"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,705人</td> <td>3,678人</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,096人</td> <td>1,150人</td> <td>54人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,186人</td> <td>7,137人</td> <td>49人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,958人</td> <td>3,950人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15,945人</td> <td>15,915人</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table> <p>公立学校職員の週休日の確保等の観点から、週休日に勤務日の半日に相当する勤務時間の割振りの変更が2回される場合に、これら2回の勤務時間の割振りの変更をもって1の勤務日を1の週休日とすることができるようにするため、規定を整備するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>週休日に勤務日の半日に相当する勤務をした場合の勤務時間の割振り変更の単位を「4時間」から「勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間」に改める。</li> </ul>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,705人	3,678人	27人	特別支援学校	1,096人	1,150人	54人	市町立学校	小学校	7,186人	7,137人	49人	中学校	3,958人	3,950人	8人	合計		15,945人	15,915人	30人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,705人	3,678人	27人																										
	特別支援学校	1,096人	1,150人	54人																										
市町立学校	小学校	7,186人	7,137人	49人																										
	中学校	3,958人	3,950人	8人																										
合計		15,945人	15,915人	30人																										
教育委員会 つづき	【50】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立宮川高等学校を廃止するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県立宮川高等学校に係る規定を削る。</li> </ul>																												

区 分	件 名	概 要
	<p>[51] 三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による図書館法及び博物館法の一部改正に鑑み、三重県立図書館協議会及び三重県立美術館協議会の委員の任命の基準に関する規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(三重県立図書館協議会条例の主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県立図書館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。</li> </ul> <p>(三重県立美術館条例の主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県立美術館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。</li> </ul>
<p>企業庁</p>	<p>[52] 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公営企業法の一部改正に鑑み、資本剰余金の処分についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みなし償却(固定資産形成に当たって補助金等を受けた部分について資本剰余金として計上し減価償却を行わない会計処理)を適用している資産の撤去等による損失を、補助金等相当額の資本剰余金をもってうめる会計処理ができるよう規定を整備する。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p style="text-align: center;">地方公営企業法 (剰余金の処分等) 第22条(略)</p>		

区 分	件 名	概 要																								
病院事業庁	<p>第32条（略） 2（略） 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。 4（略）</p> <p>【53】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公営企業法の一部改正に鑑み、資本剰余金の処分についての規定を整備するほか、三重県立一志病院の療養病床数を改定するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) みなし償却(固定資産形成に当たって補助金等を受けた部分について資本剰余金として計上し減価償却を行わない会計処理)を適用している資産の撤去等による損失を、補助金等相当額の資本剰余金をもってうめる会計処理ができるよう規定を整備する。</p> <p>(2) 三重県立一志病院において総合医(家庭医)の育成拠点としての機能を付加するための整備を行うに当たって、同病院の療養病床数を44床から40床に改める。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 参考 &gt;</p> <p>地方公営企業法 （剰余金の処分等） 第32条（略） 2（略） 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。 4（略） 総合医(家庭医) 性別・年齢・疾患などを問わず、幅広く診断と治療を行う医師</p>																								
警察本部	<p>【54】 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案</p>	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">（規則で定める日から施行）</p> <p>（主な改正内容） ・警察官の定員を改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td style="text-align: center;">112人</td> <td style="text-align: center;">112人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td style="text-align: center;">232人</td> <td style="text-align: center;">233人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡查部長</td> <td style="text-align: center;">1,755人</td> <td style="text-align: center;">1,759人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>巡查</td> <td style="text-align: center;">918人</td> <td style="text-align: center;">920人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3,017人</td> <td style="text-align: center;">3,024人</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	112人	112人	0人	警部	232人	233人	1人	警部補及び巡查部長	1,755人	1,759人	4人	巡查	918人	920人	2人	合 計	3,017人	3,024人	7人
	現行	改正後	増減																							
警視	112人	112人	0人																							
警部	232人	233人	1人																							
警部補及び巡查部長	1,755人	1,759人	4人																							
巡查	918人	920人	2人																							
合 計	3,017人	3,024人	7人																							

区 分	件 名	概 要
防災危機管理部	<p>【55】 三重県災害対策本部に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>東日本大震災、平成23年台風第12号等の大規模な災害の発生に鑑み、災害に対して迅速かつ的確に対処するため、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき設置する災害対策本部の組織等について規定を整備するものである。 (平成24年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 災害対策本部の部の設置に関して、災害対策本部長は必要と認めるときは部を置くことができるよう規定を整備する。 (2) その他規定を整備する。</p> <p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>災害対策基本法 (災害対策本部)</p> <p>第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。</p> <p>2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。</p> <p>3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。</p>
その他議案 (19件) 総務部	<p>【56】 包括外部監査契約について</p>	<p>包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。</p> <p>【契約の目的】 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 【契約の始期】 平成24年4月1日 【契約金額】 12,482,400円を上限とする額 【契約の相手方】 田中智司:公認会計士</p>

区 分	件 名	概 要
防災危機管理部	【57】 防災関係建設事業に対する市町等の負担について	平成24年度において県の行う防災関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町及び消防組合に負担を求めるものである。
環境森林部	【58】 林道関係建設事業に対する市町の負担について	平成24年度において県の行う林道関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
農水商工部	【59】 県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成24年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【60】 土木関係建設事業に対する 市町の負担について</p>	<p>平成24年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【61】 北勢沿岸流域下水道(北部処理区)維持管理等に要する費用の市町負担の改定について	北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第1項の規定により、平成24年度から平成26年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。 1 関係市町 四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 菰野町 朝日町 川越町 2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 54円
	<参考> 供用開始年月: 昭和63年1月 現行単価: 流入水量1立方メートルにつき 58円(平成21年度～平成23年度)	【62】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)維持管理等に要する費用の市負担の改定について
		北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第1項の規定により、平成24年度から平成26年度までの関係市の負担を次のとおり定める。 1 関係市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 69円
		<参考> 供用開始年月: 平成8年1月 現行単価: 流入水量1立方メートルにつき 71円(平成21年度～平成23年度)

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【63】 中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)維持管理等に要する費用の市負担の改定について	中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第1項の規定により、平成24年度から平成26年度までの関係市の負担を次のとおり定める。 1 関係市 津市 2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 75円
	<参考> 供用開始年月:平成5年4月 現行単価:流入水量1立方メートルにつき 81円(平成21年度～平成23年度)	
	【64】 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)維持管理等に要する費用の市町負担の改定について	中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理等に要する経費に充てるため、下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第1項の規定により、平成24年度から平成26年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。 1 関係市町 津市 松阪市 多気町 2 負担金 平成24年度 一般排水 流入水量1立方メートルにつき 80円 特定排水 流入水量1立方メートルにつき 100円 平成25年度から平成26年度まで 流入水量1立方メートルにつき 85円
<参考> 供用開始年月:平成10年4月 現行単価:一般排水 流入水量1立方メートルにつき 80円(平成21年度～平成23年度) 特定排水 流入水量1立方メートルにつき 100円(平成21年度～平成23年度)		
	【65】	



区 分	件 名	概 要
	え県民カビジョン・行動計画」の策定について	<p>るため、県行政に係る基本的な計画として、「みえ県民カビジョン」を策定するとともに、ビジョンを着実に推進するための取組内容をまとめた中期の計画として、「みえ県民カビジョン・行動計画」を策定するものである。</p> <p>なお、これに伴い、三重県総合計画「県民しあわせプラン」を廃止する。</p> <p>1 「みえ県民カビジョン」 (計画の内容) みえ県民カビジョンは次の2編で構成する。 第1編 基本理念 県民力でめざす「幸福実感日本一の三重」 第2編 基本理念を実現するための県政の展開</p> <p>(計画の期間) 平成24(2012)年度から概ね10年とする。</p> <p>2 「みえ県民カビジョン・行動計画」 (計画の内容) みえ県民カビジョン・行動計画は、政策体系を構成する56の施策の概要について記載する。</p> <p>(計画の期間) 平成24(2012)年度から平成27(2015)年度までの4年とする。</p>
政策部	【69】 三重県新エネルギービジョン	平成12年3月に策定(平成17年3月改定)した三重県新エネ

区 分	件 名	概 要
つづき	<p>の策定について</p> <p>【70】  <small>うま</small>  「<small>うま</small>美し国おこし・三重」三重県基本計画の変更について</p>	<p>ルギービジョンについて、東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化を踏まえ、新たなビジョンを策定するものである。</p> <p>(計画の内容)  三重県新エネルギービジョンは、次の5章で構成する。  (1)第1章 東日本大震災後のエネルギーをめぐる状況  (2)第2章 今、県に求められるエネルギー政策  (3)第3章 新エネルギーの導入と課題  (4)第4章 新エネルギーの導入によってめざすべき社会と数値目標  (5)第5章 新エネルギーを導入するための五つの戦略プロジェクト</p> <p>(目標年度)  平成32年度を目標年度とする。</p> <p><small>うま</small>  「<small>うま</small>美し国おこし・三重」については、平成20年11月に「美し国おこし・三重」三重県基本計画を策定し、平成21年から平成26年までの6年間にわたる取組を進めてきたが、これまでの取組の検証結果及び「みえ県民力ビジョン」の考え方にに基づき、計画内容を変更するものである。</p> <p>(主な変更内容)  (1) 目的を改定するとともに、めざす地域の姿を明示  (2) 平成26年に実施する県民力拡大プロジェクトの内容を明示  (3) イベント手法を活用し、パートナーグループの活動の促進を図るほか、テーマプロジェクト等の取組の一体感や情報発信力を高めるなど内容を一部変更  (4) 地域やテーマを越えた、個人やグループ、企業・団体間のネットワーク化の支援について、内容を一部変更  (5) 目標項目・目標値の一部変更</p>
環境森林部	<p>【71】  三重県環境基本計画の策定について</p>	<p>三重県環境基本条例第9条第1項の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な</p>

区 分	件 名	概 要
		<p>計画として、平成9年6月に策定(平成16年6月改定)した三重県環境基本計画について、環境問題を取り巻く状況変化を踏まえ、新たな計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容)</p> <p>三重県環境基本計画は、次の4章で構成する。</p> <p>(1)第1章 新たな計画策定の方向性 計画策定の背景と趣旨、計画の基本的事項及びめざすべき姿と基本目標等について示したものである。</p> <p>(2)第2章 施策体系と施策内容 「低炭素社会の構築(地球温暖化の防止)」など9つの施策について主な課題と主要な取組を示したものである。</p> <p>(3)第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり 県民の皆さんや行政、事業者などのあらゆる主体による環境の保全を実現するための取組の視点、分野別取組方針及び各主体の役割と環境配慮の指針について示したものである。</p> <p>(4)第4章 計画の推進 計画の推進体制及び進行管理等について示したものである。</p> <p>(計画の目標年度)</p> <p>平成33年度を目標年度とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 参考 &gt;</p> <p>三重県環境基本計画の策定については、三重県環境基本条例(平成7年三重県条例第3号)第9条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>
環境森林部 つづき	[72] 三重の森林づくり基本計画の 変更について	三重の森林づくり条例第11条の規定により、平成18年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定し、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできたが、策定から5

区 分	件 名	概 要
		<p>年が経過し、この間、平成21年度に「森林・林業再生プラン」が策定されたほか、平成23年4月には森林法が改正されるなど、森林・林業を取り巻く状況が変化していることから、これに対応するため、計画内容を変更するものである。</p> <p>(主な変更内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画名を「三重の森林づくり基本計画2012」に変更</li> <li>(2) 基本方針の数値目標の修正</li> <li>(3) 「具体的な施策」の内容の一部修正</li> <li>(4) 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化、及びこれまでの取組の成果と課題を記載</li> <li>(5) 関連する諸計画との関係を記載</li> </ul> <p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>三重の森林づくり基本計画の変更については、三重の森林づくり条例(平成17年三重県条例第83号)第11条第7項の規定により議会の議決を要する。</p>
農水商工部	<p>【73】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定について</p>	<p>三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第9条第1項の規定により、県民の皆さんの健全で豊かな食の実現と三重県農業・農村の持続的な発展に向け、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものである。</p>

区 分	件 名	概 要
		<p>(計画の内容) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画は次の4章で構成する。</p> <p>(1)第1章 計画策定の考え方 計画策定の趣旨及び計画の性格等について示したものである。</p> <p>(2)第2章 三重県の農業及び農村を取り巻く情勢 食と農業・農村を取り巻く環境の変化や、三重県の農業・農村の現状と課題等について示したものである。</p> <p>(3)第3章 基本方針 取組展開の基本視点やめざすべき将来の姿等計画の基本的な考え方及び施策の取組等を示したものである。</p> <p>(4)第4章 推進体制の整備 計画の推進体制について示したものである。</p> <p>(計画の期間) 平成24年度から平成33年度までとする。</p> <p>&lt; 参考 &gt; 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定については、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第9条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>
農水商工部 つづき	【74】 三重県観光振興基本計画の 策定について	<p>みえの観光振興に関する条例第21条第1項の規定により、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、基本計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容)</p>

区 分	件 名	概 要
	<p>&lt; 参考 &gt;</p> <p>三重県観光振興基本計画の策定については、みえの観光振興に関する条例第21条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>	<p>三重県観光振興基本計画は次の5章で構成する。</p> <p>(1)第1章 計画の基本的な考え方 計画策定の趣旨、計画の性格及び計画期間について示したものである。</p> <p>(2)第2章 三重県観光の現状と課題 観光を取り巻く環境、三重県観光の現状及び三重県観光振興プランの推進による主な実績と今後の課題について示したものである。</p> <p>(3)第3章 基本方針と目標 めざすべき姿、基本方針と施策体系及び計画目標について示したものである。</p> <p>(4)第4章 三重県観光の持続的な発展に向けた施策の展開 「式年遷宮の好機を生かした国内誘客」などの5つの基本施策について施策の展開方向を示したものである。</p> <p>(5)第5章 推進体制の整備 計画の推進体制、観光統計の整備及び計画の進行管理について示したものである。</p> <p>(計画の期間) 平成24年度から平成27年度までとする。</p>
<p>報告 (13件) 県土整備部</p>	<p>[75] 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について</p>	<p>県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>

区 分	件 名	概 要
農水商工部	【76】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年11月19日志摩市阿児町鷓方地内の県道128号において発生した伊勢農林水産商工環境事務所(水産室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 383,760円
県土整備部	【77】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年10月27日熊野市有馬町地内の駐車場において発生した熊野建設事務所(事業・用地推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 61,911円
県土整備部 つづき	【78】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成23年10月28日松阪市嬉野川北町地内の駐車場において発生した県土整備部(営繕室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 234,409円

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【79】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p> <p>【80】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成23年6月7日南牟婁郡紀宝町鷓殿地内の国道42号において発生した紀宝警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 17,850円</p> <p>平成23年8月17日名張市希中央3番町地内の駐車場において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 294,452円</p>
警察本部 つづき	<p>【81】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成23年10月3日津市羽所町地内の駐車場において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 138,400円</p>

区 分	件 名	概 要
	<p>【82】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p> <p>【83】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成23年10月18日伊勢市朝熊町地内の国道42号において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 197,706円</p> <p>平成23年11月24日松阪市川井町地内の県道松阪環状線において発生した警備第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 664,730円</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【84】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成21年8月2日尾鷲市名柄町地内の国道311号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 29,767円</p>

区 分	件 名	概 要
	<p>【85】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成23年10月25日鈴鹿市高岡町地内の県道四日市鈴鹿線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 2,362円</p>
教育委員会	<p>【86】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。)) について)</p>	<p>県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
教育委員会 つづき	<p>【87】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>【契約名称】小中学校給与・旅費システム通信回線利用契約 【履行場所】三重県内市町等立小中学校、三重県内市町等教育委員会及び三重県教育委員会事務局 他 【契約金額】209,462,400円 【契約方法】随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市あのかつ台四丁目7番地1 株式会社 ZTV 取締役社長 田村 憲司</p>

区 分	件 名	概 要
		<p>【契約締結の年月日】平成24年1月27日 【契約期間】平成24年2月1日から 平成29年3月31日まで</p>